

**出雲市と陸上自衛隊出雲駐屯地の
「大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定」
の締結について**

平成30年8月27日に陸上自衛隊出雲駐屯地と大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定を締結しました。

1. 協定の目的

大規模災害時において、陸上自衛隊出雲駐屯地から被災地に派遣される自衛隊員の留守家族が、不安なく生活できるための支援体制を整えるため。

2. 協定締結について

- (1) 締結日 平成30年(2018)8月27日
- (2) 場所 出雲市役所本庁3階 市民応接室
- (3) 協定書 別添のとおり

大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊出雲駐屯地（以下「乙」という。）は、大規模災害時において派遣される自衛隊員（以下「派遣隊員」という。）の留守家族に関する支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、乙に所属し甲の区域内に居住する自衛隊員が派遣される際に、甲が乙に対して行う派遣隊員の留守家族に関する支援について、必要な事項を定めるものとする。ただし、乙以外の駐屯地等に勤務する派遣隊員の留守家族のうち、甲の区域内に居住するものについても、可能な範囲で支援の対象とする。

（適用）

第2条 この協定は、甲における行政機能が損なわれていない場合に、適用する。

（支援の内容）

第3条 この協定に基づく支援は、次のとおりとする。

- (1) 甲の区域が被災している場合の派遣隊員の留守家族の安否に関する情報提供
- (2) 派遣隊員の子の一時預かり事業（託児）に関する情報提供
- (3) 派遣隊員の留守家族への保健、介護及び健康に関する相談
- (4) 乙が設置する部隊内臨時託児施設に関する助言及び指導
- (5) その他状況に応じ必要と思われる事項

（調整窓口）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく支援の調整についての窓口となる部署を定め、これを相手方に通知するものとする。当該窓口となる部署を変更したときも、同様とする。

（有効期限）

第5条 この協定は、平成30年8月27日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかからこの協定の解除の申出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年8月27日

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市

出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県出雲市松寄下町1142番地1

陸上自衛隊出雲駐屯地

司令 中谷 一雄